

習志野市農業委員会総会議事録

平成22年第9回習志野市農業委員会総会は平成22年9月22日（水）JA千葉みらい習志野支店2階で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より
1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 1名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 田久保 清一	2番 飯 生 良	3番 吉 野 吉雄
2番 中 台 孝政	3番 芥 藤 健次	6番 央 重則
7番 田久保 武士	8番 宮 本 泰介	9番 市 角 夏司
10番 村 山 光男	11番 織 戸 正裕	12番 飯 生 正己
13番 織 戸 和行	14番 伊 藤 豊	15番 海老原 健治
16番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司
会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果

上 程 4 件 承 認 4 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前 10時30分

1. 付議事項

- 議案第32号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
(一時転用)
議案第35号 習志野市市有財産調査委員会委員の任期満了に伴う
委員の推薦について(3名選出)

- 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長	<p>それでは、改めて平成22年第9回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、6番 中央 重則 委員より 欠席の報告があり、本日の出席委員は 17名 であります。 よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 習志野市農業委員会会議規則 第26条第2項の規定により 議長より指名させていただきます。 3番 吉野 吉雄 委員 と 4番 中台 孝政 委員、 両名を指名いたします。 よろしく、お願いいたします。</p> <p>本日は、議案第32号から議案第35号までの 4件の審議案件となっております。</p> <p>それでは、議案第32号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて でございますが、この案件については、農業委員会等に関する法律 第24条議事参与の制限により裁決に加わることができない委員が おります。 参考人等として、意見を申し述べることは出来ますので、裁決に入る 前に、私から退席を求める指示を出しましたら、それに従ってくだ さい。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願について 下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための証 明願の提出があったので、証明について審議を求める。 農業委員会受付日 平成22年9月22日 申請日 平成22年9月2日</p> <p>被相続人 住所 習志野市 氏名 ●●さん 職業：農業 相続開始日 平成22年1月8日 生前一括贈与 無 所有農地面積 ■■■■㎡ 相続人 住所 習志野市 氏名 ●●さん 職業 農業 生年月日 昭和■年■月■日 被相続人との関係 長男 同居 相続開始前農業従事の有無 有 年間従事日数 350日</p>

	<p>事務局</p> <p>特例適用農地等の明細書</p> <p>所在地 1. 鷺沼■丁目■番■</p> <p>登記地目 畑 現況地目 畑</p> <p>利用実面積 ■■■■㎡ 台帳面積 ■■■■㎡</p> <p>2. 鷺沼台■丁目■番■</p> <p>登記地目 畑 現況地目 畑</p> <p>利用実面積 ■■■■㎡ 台帳面積 ■■■■㎡</p> <p>3. 鷺沼台■丁目■番</p> <p>登記地目 畑 現況地目 畑</p> <p>利用実面積 ■■■■㎡ 台帳面積 ■■■■㎡</p> <p>4. 鷺沼台■丁目■番</p> <p>登記地目 畑 現況地目 畑</p> <p>利用実面積 ■■■■㎡ 台帳面積 ■■■■㎡</p> <p>合計面積 ■■■■㎡</p> <p>現地調査は平成22年9月15日に行いました。</p> <p>次のページに議案第32号の案内図 鷺沼台■丁目の3筆の位置が斜線で表示しております、また次のページに鷺沼■丁目の1筆の土地が斜線で表示しております。</p> <p>鷺沼■丁目については現地調査を省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>続いて、現地調査報告を吉野職務代理より、お願いします。</p>
職務代理	<p>議案第32号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて</p> <p>現地報告をいたします。</p> <p>調査は9月15日に申請者の長男・次男の方、立会のもと農業委員9名と事務局3名で行いました。</p> <p>申請者は●●様です。</p> <p>●●家は本人と奥さん、2人の子と家族総出で農業に従事しております。</p> <p>申請のありました鷺沼台■丁目の3筆の土地については、ビニールハウスでイチゴの栽培等をしておりました。</p>
職務代理	<p>肥培管理も良好でした。</p> <p>また、鷺沼■丁目の1筆の土地については改めて確認することもなく農地として耕作しておりますので、今回は現地調査を省略しました。</p> <p>相続税の納税猶予適格者として証明することに問題は、ないと思います。</p> <p>以上で現地報告を終わります。皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>吉野職務代理ご苦労さまでした。</p>

議 長	<p>ただいま、吉野職務代理より現地調査報告と、事務局より議案第 32 号の概要説明がありました。何か質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>他に、質問があればお願いします。</p> <p>・・・質問等が無ければ、裁決に入りますが、この案件は、納税猶予を受け、農地を維持確保するもので、農業委員会としては、結構な案件と成るものと思います。</p> <p>それでは、議案第 32 号の裁決に入りますので、 ■番 ●●委員の退席を求めます。 ●●委員が退席する間、暫時休憩いたします。 事務局、案内をしてください。</p>
委員	<p>(●●委員、退席)</p>
議 長	<p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて、証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成をもちまして、議案第 32 号は許可相当と決しましたので、本日付けで、証明書を発行することにいたします。</p> <p>事務局、●●委員を席に案内して下さい。●●委員が席に月までの間、暫時休憩いたします。</p>
委員	<p>(●●委員席に着く)</p>
議 長	<p>●●委員に申し上げます。</p> <p>議案第 3 2 号は、許可相当と決しましたので、本日付けで発行しますので、後ほど事務局と打ち合わせをして下さい。</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>つづいての議案に入る前に、皆様にお諮りいたします。議案第 3 3 号および議案第 3 4 号は関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、宜しいでしょうか。</p> <p>(各委員より、異議なしの声)</p>

議 長	<p>それでは事務局、議案第33号および議案第34号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、議案書の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 平成22年9月10日付けで、農地法施行規則第48条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>許可申請の目的 転用を伴う所有権移転</p> <p>土地の譲受人住所・氏名 船橋市 (株)■■■■ 代表取締役 ●●さん</p> <p>土地の譲渡人住所・氏名 ① 習志野市 ●●さん ●歳 ② 習志野市 ●●さん ●歳</p> <p>土地の所在・面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 習志野市藤崎■丁目■番■ (●●さん分) 地目(登)畑(現)畑 面積 ■■■■㎡ ・ 習志野市藤崎■丁目■番■ (●●さん分) 地目(登)畑(現)畑 面積 ■■■■㎡ ・ 習志野市藤崎■丁目■番■ (●●さん分) 地目(登)畑(現)畑 面積 ■■■■㎡ <p style="text-align: right;">合計面積 ■■■■㎡</p> <p>転用計画 用途 建売分譲住宅 12棟</p> <p>立地基準 第3種農地</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人の関係 第三者</p> <p>工事予定 着工予定 平成22年11月20日 完了予定 平成23年 6月30日</p> <p>つづいて 議案第34号 農地法第5条の規定による一時転用許可申請について 平成22年9月10日付けで、農地法施行規則第48条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>許可申請の目的 一時転用を伴う使用貸借権設定</p> <p>土地の譲受人住所・氏名 船橋市 (株)■■■■ 代表取締役 ●●さん</p> <p>土地の譲渡人住所・氏名 習志野市 ●●さん ●歳</p> <p>土地の所在・面積 習志野市藤崎■丁目■番■の一部 地目(登)畑(現)畑 面積 ■■■■㎡の内■■■■㎡</p>

<p>議長</p>	<p>転用計画 隣接地の開発に伴う擁壁底盤工事 隣地の開発による申請農地の被害防除対策として行う擁壁工事含む。 この工事については、事務局からも指導した経過がございます。</p> <p>立地基準 第3種農地</p> <p>譲受人・譲渡人の関係 第三者</p> <p>工事予定 着工予定 平成22年11月25日 完了予定 平成23年1月30日</p> <p>一時転用なので、農地復元誓約書の添付があります。 次のページに議案第33号・34号の案内図があります。 斜線で囲ってあるのが、議案33号の申請地、網かけが議案第34号の申請地であります。次のページに公図の写し、次のページに土地利用計画図、その次のページに一時転用面積図が添付されておりますので、ご参照ください。以上でございます。</p> <p>事務局ご苦労さまでした。 続いて、現地調査報告を田久保 武士調査員より報告願います。</p>
<p>田久保委員</p> <p>議長</p>	<p>議案第33号農地法第5条の規定による許可申請及び議案第34号同じく第5条の一時転用許可申請について併せて報告いたします。</p> <p>現地調査は9月15日に譲渡人の●●さん、●●さん、業者の方、農業委員11名、事務局3名で行いました。</p> <p>申請地は市企業局の北側にある傾斜地となっている農地と、その高台にある平らな農地でした。</p> <p>ここに12棟の建売分譲住宅を建設する予定であります。</p> <p>計画では6m道路が中央を横断することになっていて、道路自体もかなり傾斜ができることとなります。</p> <p>心配しているのが排水の問題です。隣接する住宅に迷惑にならないよう万全をつくしていただきたいと思います。</p> <p>●●さんの残された農地については、開発の区域外ですが、申請農地の被害防除対策として擁壁工事を行うとのことでした。</p> <p>これはぜひとも農地を守るために実施していただきたいと思います。</p> <p>以上で現地報告を終わります。皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>田久保 武士委員ご苦労さまでした。 ただいま、田久保 武士委員の調査報告ならびに事務局より議案第33号・議案第34号の議案の朗読がありました。</p>

	<p>この案件について、事務局より概要説明をお願いします。 事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、現地調査でご覧いただいた方は分かりますように、かなりの高低差があり、低いところと、高いところの差が7mあります。</p> <p>隣接農地が高台にあり、擁壁を組むということなので心配ないと思いますが、土砂等絶対に流出することのない防除策を講じるよう指導してまいりたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>只今、事務局より議案第33号・34号について説明がありましたが、この案件について、質問等のある方は挙手願います。</p>
谷岡委員	<p>一部農地が残るわけですが、高低差で心配となったのですが、子づれ世帯が入居すると、子が農地のほうに入ってくることも考えられる。擁壁をしても高低差があり危険なので、農地に入りこめないような策を講じて事故にならないよう要望します。</p>
委員	<p>公図で■番■の土地は計画道路ですか？高圧線下？</p>
事務局	<p>東電の高圧線下で地役権が設定されたものです。 計画道路ではありません。</p>
谷岡委員	<p>企業局側にある狭い道路は車が狭いところを通るようになり、歩行者にとっては危険となるので車制限するの？</p>
事務局	<p>企業局の奥に職員住宅があるので、車を止めるのは不可能です。</p>
谷岡委員	<p>車の出入りが多くなることが予想されるので、建築指導課と調整して歩行者の安全を確保していただきたいと事務局に要望いたします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
宮本委員	<p>■番■の土地は雑草がある。草を刈って良好な農地として使用していただきたい。</p>
議長	<p>他に質問等ございませんか。 事務局、補足説明等ありますか？</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>質問等が無ければ、裁決に入りますが その前にご意見等のある方は挙手願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に、ご意見等が無いようでございますので、裁決に入ります。 議案第 33 号「農地法第 5 条の許可申請」について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。有難うございます。 議案第 33 号については、全員の賛成をもちまして、許可相当と決しましたので、千葉県知事に進達いたします。</p> <p>続いて、議案第 34 号「農地法第 5 条の許可申請」 (一時転用) について裁決に入ります。 議案第 34 号「農地法第 5 条の許可申請」について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。有難うございます。 議案第 34 号につきましては、 全員の賛成をもちまして、許可相当と決しましたので、意見を付して千葉県知事に進達いたします。 谷岡委員、宮本委員からの意見について申請者に対し事務局から通知をお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第 35 号 「習志野市市有財産調査委員会委員の任期満了に伴う委員の推薦」 について 事務局より、議案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 35 号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について 習志野市長より依頼があったので、委員の推薦について審議を求める。 推薦委員 3 名 任期 1 年間 期間 平成 22 年 10 月 8 日～平成 23 年 10 月 6 日 現委員は、市角夏司委員、田久保武士委員、中台孝政委員が務めて おりますが、10 月 7 日をもって任期満了となるため習志野市市有財産 調査委員会条例第 3 条の規定に基づきまして、委員を推薦するもの であります。 なお、期間が平成 23 年 10 月 6 日までとなっているのは、平成 23 年 10 月 6 日が農業委員としての任期満了日になっているからであります。以上でござい ます。 それと、これは別件になりますが、今 雑草の話がでましたので、先月申請の ありました鷺沼台 ■ 丁目の共同住宅建設の土地ですが、草刈りをしました。確認 をしておりますので報告させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>市有財産調査委員の選出について、いかが取り計らいましょうか。</p>

各委員	(継続でお願いしたい旨の意見。)
議長	只今、継続でお願いしたい旨の意見が出ましたが、 現、委員さんは、もう一年継続で受けていただけますか。
中台委員	もう2年務めているので、代わってほしい。
市角委員 田久保委員	私も代わってほしい。 継続でいいですよ。
議長	他の委員からもう一年お願いしたいという意見なのですが、 中台委員、市角委員、引き受けてもらえないでしょうか。
委員	わかりました。
議長	「習志野市市有財産調査委員会委員」の選出につきましては、 市角夏司委員、田久保武士委員、中台孝政委員の3名を推薦したい と思いますが、如何でしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	議案第35号の「習志野市市有財産調査委員会委員」には、 市角夏司委員、田久保武士委員、中台孝政委員の3名を推薦 することにいたしますので、3名の委員はお忙しいと思いますが 宜しくお願ひいたします。 これを持ちまして、本日の審議案件は全て終了いたしました。 つづいて 報告第16号「農地法第4条の届出」および 報告第17号「農地法第5条の届出」につきましては、 皆様すでにご覧頂いていると思いますが、何か質問等ございませ るか。 質問等が無ければ本日の総会は、これで終了いたします。